要望書 (回答)

I、充実・安定した社会保障制度の確立

1、財源の確保

社会保障費の見直し議論については財政健全化の中にあっても、必要な社会保障 サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生 活が保障されるよう必要な財源を確保すること。

【回答】(市民生活部保険年金課 担当)

公的医療保険制度の持続可能性と財政健全化の両立を図るためには、国と地方の適切な役割分担の明確化を図り、財源については、国の責任により確保していく必要があると考えております。本市としましては、今後も国や北海道に対して引き続き、十分な財源措置を行われるよう要望してまいります。

(福祉部介護福祉課 担当)

介護保険制度につきましては、効果的かつ持続可能な制度を推進する観点から、社会経済情勢等の変化に応じて、これまでも様々な見直しが行われてきたところです。本市としましては、今後も必要な方に必要な介護サービスが提供される体制を構築していくため、苫小牧市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護給付費準備基金の適正管理を図るなど、十分な財源の確保に努めてまいります。

(健康こども部健康支援課 担当)

新型コロナウイルス患者受け入れのための病床確保や感染対策など、医療体制の維持に係る財政支援については、厚生労働省において予算計上され、国や北海道から補助金が交付されております。

令和5年度につきましても、医療等提供体制の確保に対する予算が厚生労働省の重点要求として掲げられておりますことから、本市といたしましても、医療機関への情報提供を行い、引き続き円滑な運用に努めてまいります。

2、人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、正規・非正規・臨時職員等にかかわらず、処遇を改善すること。

【回答】(福祉部介護福祉課 担当)

介護従事者の処遇につきましては、令和4年10月の介護報酬改正において新たにべ

ースアップ等支援加算が創設されるなど、改善に向けた取組が進められております。 また、介護人材の確保については、介護職員就業支援事業の拡充を図るなどの取組 を進めているところですが、今後も地域包括ケアシステムの実現に向け、介護人材の 確保・育成に関する取組を継続してまいります。

(健康こども部こども育成課)

保育士・幼稚園教諭の処遇につきましては、採用形態にかかわらず各保育施設等において、補助金を活用して改善に取り組んできたものと認識しております。令和4年10月以降については、公定価格に処遇改善加算が設定されましたので恒常的に処遇の見直しが図られたものと考えております。

また、人材確保につきましては、特に要望の多い保育士確保に注力しており、潜在保育士確保事業実施による潜在保育士の掘り起こしや保育士等人材登録バンクの運用などを通して、市としても尽力しているところでございます。

3、医療提供体制の整備

医師の働き方改革の具体化に向けて、医療勤務環境改善支援センターと医師会と の連携を図り、女性が働きやすい環境の整備や医療人材の確保などに留意し、職場 の実態を踏まえた取り組みを支援すること。

【回答】 (健康こども部健康支援課 担当)

医師の働き改革につきましては、既に医師会との協議を行っており、良質かつ適切な医療提供体制を維持できるよう、準備を進めております。また、引き続き北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図りながら、限りある医療資源を確保できるよう、労働環境の整備につきましても取り組んでまいります。

4、新型コロナウイルス感染症対策の充実と公衆衛生

① コロナ禍に対処し、かつ今後の感染症に備えるため医療提供体制を整備することともに、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。

【回答】(健康こども部健康支援課 担当)

医療提供体制につきましては、感染状況に応じ、保健所等が業務を担い体制を構築してまいりましたが、今後も重症度や療養状況に応じた医療を提供できるよう緊密に情報を共有し、多様化するニーズや新たな感染症等を見据え、公衆衛生の体制構築に向け、連携強化をはかってまいります。

② 高齢者にとって他者との接触機会の極端な減少は、認知機能、運動機能の低下を招きかねないので、コロナ感染防止のためのワクチン接種や基本的な感染防止策を講じた上で、自立支援、重度化防止策に取り組むこと。

【回答】(福祉部介護福祉課 担当)

高齢者の自立支援、重度化防止につきましては、高齢者が介護予防に対する関心を 高めて自ら実践できるように普及啓発に努めるとともに、介護予防教室等の通いの場 の開催を通して、認知機能や運動機能低下の防止に取り組んでまいります。

(健康こども部健康支援課 担当)

ワクチン接種につきましては、苫小牧市医師会等の関係機関と連携し、接種体制を 構築してまいりました。今後も連携を強化し、速やかな接種等感染防止策を講じると ともに、高血圧症や糖尿病等の重症化を防ぐ取組に努めてまいります。

5、生活保護について

コロナ禍の有無にかかわらず、適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。

【回答】(福祉部生活支援室 担当)

本市では、広報、ホームページ等で生活保護の制度について発信を行い、生活保護の申請は国民の権利であることを周知しております。

今後も、申請者個々の事情に寄り添った柔軟な対応を行い、機械的な運用とならないよう心掛けてまいります。

6、低所得高齢単身女性の要求について

① 低年金者等の生活支援のために年金生活者支援給付金はあるが、対象者で支給の 割合を明らかにし、対象者全員に確実な支給を行うこと。

【回答】(市民生活部保険年金課 担当)

日本年金機構では、当該年度の4月1日時点で基礎年金を受給し、かつ、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方に対しては、9月1日以降順次、給付金請求書(はがき型)をお送りしております。また、未請求者には勧奨通知を送付するなどの取り組みも実施しておりますことから、本市としましては、取り組みの推移を注視してまいりたいと考えております。

② コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困解消に取り組むこと。

【回答】(福祉部総合福祉課 担当)

これまでも高齢女性に限らず、地域住民が抱える複合的な課題に対し、生活困窮者 自立支援制度だけではなく、庁内外関係機関とも連携し、相談者の立場に寄り添いな がら貧困等の課題解決に向けて取組んでおります。

また、国や北海道による住民税非課税世帯等への給付事業等も実施しており、今後も国や北海道の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

- Ⅱ、地域公共交通を軸とする移動保障の充実について
- 1、地域公共交通の充実
- ① 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。
- 【回答】 (総合政策部まちづくり推進課 担当)

地域公共交通については、国、北海道、各交通事業者、交通運輸労働組合、町内会等を委員とする「苫小牧市公共交通協議会」の場で議論を重ね、令和3年6月に「苫小牧市地域公共交通計画」を策定しました。

現在、計画の基本理念である「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」に向けて各施策を進めているところであり、市民の日常生活にとって必要不可欠な公共交通の確保について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

② 運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

【回答】(総合政策部まちづくり推進課 担当)

運転免許返納後の移動手段確保に向けては、市内路線バスの維持存続が必要である と考えております。

通院や買い物などの社会生活を安心して送ることができるよう、バス事業者等と連携しながら、「苫小牧市地域公共交通計画」に位置付けた利便性向上や利用促進の取組みを進めてまいりたいと考えております。

Ⅲ、ジェンダー平等について

1、ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しすること。

① ジェンダー平等の視点を学校・社会教育をはじめとする、あらゆる施策に反映させること。

【回答】(教育部総務企画課 担当)

学校では多様性や価値観の異なる他者を尊重ができるようジェンダー平等の視点から人権教育を行ってまいります。また男女混合名簿の活用等を通し、男女平等社会実現に向け新しい環境づくりに努めてまいります。

社会教育においても、ジェンダー平等の視点が浸透するよう努めてまいります。

② あらゆる分野、特に政策・方針など意思決定の場に女性の参加を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定過程や、現場における女性の参画は必須であることから早急に対応すること。

【回答】(総合政策部協働・男女平等参画室 担当)

政策・方針など意思決定の場に女性の参加が拡大することは、多様な考えが生まれ、よりバランスの取れた政策・方針が生まれることを認識しておりますので、平成30年度から令和9年度を計画期間とする苫小牧市男女平等基本計画(第3次)の見直しを行い、より現状に即した計画とすることで、効果的に男女平等参画の推進を行ってまいりたいと考えております。

(市民生活部危機管理室 担当)

防災の意思決定過程において、女性の視点は大変重要であると認識しており、令和2年に本市の防災会議の女性委員を3名に増員してまいりました。

また、危機管理室に女性職員を配置し、国の指針に基づき避難所運営マニュアルに女性視点の項目を追記するなどの取組を進めており、今後も引き続き女性視点からの防災を積極的に取り入れ、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

③ 女性は非正規雇用者の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、

待遇改善と正規雇用化への対応を図ること。

【回答】 (総務部行政監理室 担当)

非正規雇用者の処遇につきまして、会計年度任用職員においては、令和3年度の事務職員等の初任給引き上げに続き、令和4年度はその他職種についても初任給の引き上げを行っております。また、休暇制度についても、配偶者出産休暇やセルフケア休暇を有給の休暇として新設し、私傷病休暇や産前産後休暇も無給から有給へと変更しております。

さらに、育児休業に関する条例を改正し、任期付職員及び会計年度任用職員の育児休業取得回数の増加や、子が1歳以降の取得について要件の緩和等を行っており、 今後についても、適切に対応してまいります。

(産業経済部工業・雇用振興課 担当)

市では、出産・育児などを理由に離職中の女性を対象に、座学研修や職場実習などをとおしてスキルアップを図り、正規雇用を含めた就業に繋げる事業を実施しております。

あわせて、一般事業主行動計画の策定支援を行うなど、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や誰もが働きやすい職場環境づくりを促進する事業も行っており、今後も、これらの事業を継続してまいりたいと考えております。

2、女性の社会的尊厳の確立に向けた施策を推進すること

① 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別性」を早期実現すること。

【回答】(総合政策部協働・男女平等参画室 担当)

政策・方針など意思決定の場に女性の参加が拡大することは、多様な考えが生まれ、よりバランスの取れた政策・方針が生まれることを認識しておりますので、平成30年度から令和9年度を計画期間とする苫小牧市男女平等基本計画(第3次)の見直しを行い、より現状に即した計画とすることで、効果的に男女平等参画の推進を行ってまいりたいと考えております。

Ⅳ、不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に 対する法的規制を強化すること。

【回答】(市民生活部市民生活課 担当)

本市においては、高齢者等の消費者被害防止の取組として「消費者被害防止ネットワーク」を設置し、構成団体と連携した啓発や注意喚起を行っており、北海道消費生活条例において、訪問販売等の勧誘を拒絶する意思表示として有効とされる「訪問販売お断りステッカー」の作成・配布も行っています。

特定商取引法については、今後、国による法的規制強化の検討が行われるものと考えており、これまでの取組を継続し動向を注視してまいりたいと考えております。

V、「悪質クレーム」について

流通やサービス産業、公共サービスなどの分野で頻発している従事者の人権を侵す 悪質クレームの実態を把握し、防止するための制度・施策を整備すること。

【回答】(產業経済部工業·雇用振興課 担当)

悪質なクレームなど、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントを含むパワハラ防止法について令和4年4月から、中小を含む全ての企業で対策を講じることが義務化されております。

また、国等では専門の相談窓口や企業向けのマニュアル、リーフレットも作成して おります。

ハラスメント防止のためには、まずは事業主における相談窓口の設置など、適切な防止体制を作ることが重要であるため、市としては法の内容や相談窓口の周知を図ってまいりたいと考えております。